

# 福島県留学生交流推進会議運営委員会要項

## (趣旨)

第1 この要項は、福島県留学生交流推進会議要項第7第2項に基づき、福島県留学生交流推進会議運営委員会（以下「運営委員会」という。）について定めるものとする。

## (組織)

第2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 推進会議要項第3第1号の団体から選出された者
- (2) 福島大学副学長
- (3) 福島大学から選出された若干名
- (4) その他運営委員会が必要と認めた者若干名

## (審議事項)

第3 運営委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 宿舍確保の促進に関すること。
- (2) 奨学助成制度の充実に関すること。
- (3) ホームステイ等の拡充に関すること。
- (4) 地域住民との相互交流の確立に関すること。
- (5) その他、推進会議の目的を達成するために必要な事項。

## (委員長)

第4 運営委員会に委員長を置き、福島大学副学長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

## (事務)

第5 運営委員会の事務は、福島大学学生・留学生課において処理する。

## (その他)

第6 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関する必要な事項は、運営委員会において別に定めることができる。

## 附則

この要項は、平成2年2月22日から施行する。

この要項は、平成13年12月13日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

この要項は、平成15年1月30日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

この要項は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要項は、平成23年1月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要項は、平成25年1月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要項は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。